

生活保護法第50条の2の規定により、次の介護機関から変更、廃止及び休止の届出がありました。

平成16年11月30日

京都市長 榎本頼兼

介護機関所在地変更

サービスの種類	名称	変更前所在地	変更後所在地	変更年月日
訪問介護	サンケアメディカルステーション(株)	左京区北白川東瀬ノ内町44	左京区田中西高原町テソロマキ2-A	平成16年8月29日
居宅介護支援事業者	サンケアメディカルステーション(株)	左京区北白川東瀬ノ内町44	左京区田中西高原町テソロマキ2-A	平成16年8月29日

介護機関廃止

サービスの種類	名 称	所 在 地	廃止年月日
痴呆対応型共同生活介護	グループホームまこと	山科区大宅細田町98-38	平成16年9月30日
訪問看護	景山医院	右京区西院西今田町9-5	平成16年9月30日
訪問リハビリテーション	景山医院	右京区西院西今田町9-5	平成16年9月30日
居宅療養管理指導	景山医院	右京区西院西今田町9-5	平成16年9月30日
居宅療養管理指導	みどりや薬局	伏見区深草直違橋3丁目407	平成16年9月12日
居宅介護支援事業者	(医)中村友愛診療所 居宅介護支援事業所	南区東九条上御霊町40-1 アネックスパルマ1階	平成16年8月20日

介護機関休止

サービスの種類	名 称	所 在 地	休止年月日
居宅療養管理指導	(医)佐々木医院	下京区室町通五条下る大黒町215	平成16年9月30日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)